

お知らせ

国民年金保険料控除証明書を郵送

国民年金保険料は、確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した方が社会保険料控除として申告することができます。11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(9月30日までの納付分)」が送付されます。年末調整や確定申告の際には、この証明書と10月1日以降に年金保険料を納付した領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。なお、10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付された方へは、平成28年2月上旬に控除証明書が送付されます。日本年金機構・ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル(平成28年3月15日(火)まで設置) ☎0570(058)555、IP電話等の方は ☎03(6700)1144

後期高齢者医療制度被保険者に医療費等通知書を発送

医療機関等名称、医療費等の総額(10割分)等を記載した「医療費等通知書」を11月中旬に発送します。対象は平成26年7月～平成27年6月に医療機関等を受診した方で医療費総額がひと月に3万円を超える方か、同期間に療養費等の支給を受けた方です。お手元に届きましたら、受診内容等の確認をお願いします。問都後期高齢者医療広域連合保険部保険課点検係 ☎03(3222)4423、市保険年金課医療給付係・内線1402

図書館の臨時休館

市図書館は蔵書点検のため、以下の日程で休館します。休館中の本の返却は、ブックポスト(CD、DVD、カセットテープ、都立図書館などからの借用本は除く)または開館している他の図書館へ▷中央図書館=11月17日(火)～21日(土)▷幸・西砂・高松・錦図書館=12月1日(火)～4日(金)▷柴崎・上砂・多摩川・若葉図書館=12月15日(火)～18日(金)中央図書館 ☎(528)6800

シルバー人材センター地区別入会案内会

当日は説明のみ。会員登録の申し込みは、後日受け付けます。対57歳以上の市民の方。時・場▷11月17日(火)午前10時から=高松学習館、11月18日(水)午後1時から=柴崎本部、11月19日(木)午後1時30分から=砂川学習館▷11月20日(金)午後1時30分から=西砂学習館▷11月24日(火)午後1時30分から=幸学習館。前日までにシルバー人材センター柴崎本部(柴崎町1-17-7) ☎(527)2204へ

事業者を募集～都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業

市は都とともに、錦町2丁目の都有地(立川錦町二丁目第2アパート跡地)を活用して、特別養護老人ホーム等を整備する事業者を募集します。くわしくは、都ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/sumait/kouyuuতিরiyou/index.html> をご覧ください。問介護保険課介護給付係・内線1440

美しい多摩川クリーンアップ作戦

市の南部を流れる多摩川や残堀川をきれいにし、住みよい環境をつくるため、多摩川周辺の清掃活動を行います。小学生以下は保護者同伴。駐車場はありません。雨天中止。時11月21日(土)午前9時～11時。場残堀川遊歩道親水護岸集合(残堀川下流部、周辺サイクリングロード付近)。持作業しやすい服装、靴。申11月10日(火)から電話、または氏名、連絡先を書いてファクス、Eメールで環境対策課環境推進係・内線2244。Fax(524)2603。E kankyoutaisaku@city.tachikawa.lg.jpへ

やすらぎ通り等拡幅に伴う既存樹木(桜)の対応についての説明会

市は、歩行者等の安全・快適な交通環境の向上を図り、良好な市街地を形成するため、子ども未来センター(旧庁舎)周辺の市道1級5号線(やすらぎ通り)等の拡幅整備事業を実施しています。拡幅用地内にある桜について、樹木診断を実施しましたので、今後の対応について説明します。直接会場へ。時11月17日(火)午後7時から。場たましんRISURUホール第1会議室。問まちづくり推進課・内線2732

健康会館トイレ改修工事

健康会館では11月7日(土)から12月下旬にかけて、1階トイレの改修工事を予定しています。改修期間中は2階トイレをご利用ください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。問健康推進課 ☎(527)3272

パソコンを宅配便で無料回収

11月から無料で宅配便でのパソコン回収をしています。くわしくは市ホームページをご覧ください。問ごみ対策課 ☎(531)5518

新卒者向け合同企業説明会

参加企業20社予定。最大4社の企業説明会に参加可。予約制。対平成28年3月に大学院・大学・短大・高専・専門学校を卒業予定の学生と就職活動中の既卒3年以内(平成25年3月以降卒業)の方。時11月30日(月)午後1時～4時30分(受け付けは午後3時30分まで)。場立川グランドホテル(曙町2-14-16)。持筆記用具。申東京しごとセンター多摩 ☎042(329)4524へ。問市産業観光課商工振興係・内線2645

官公署・その他

11月は労働保険適用促進強化期間

社員、従業員、アルバイトなどを一人でも雇っている会社は、すぐに労働保険(労災・雇用)に加入を。加入手続きが済んでいない事業主の方は、下記の問い合わせ先に届け出てください。問立川公共職業安定所雇用保険適用課 ☎(525)8602、立川労働基準監督署労災課 ☎(523)4474

たちかわ競輪開催日

- 11月12日～15日(豊橋・国際トラック支援競輪を場外発売)
- 11月20日～23日(小倉・競輪祭GIを場外発売)
- 11月24日(FII)
- 11月25日・26日(FII、取手FIを併売)

開催案内・レース結果 ☎0180(994)223～5

くらしの相談日程

市役所 ☎(523)2111

相談項目	相談日	時間	場所	連絡先
予法律相談 相続・金銭貸借等法律全般	第1～第4月曜日	9:30～正午	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
	第1・第4木曜日	13:30～16:30	女性総合センター・アイム5階	
	第2木曜日		たましんRISURUホール5階	
	第3木曜日		市民相談室	
予相続・登記・成年後見等	第1・3・4火曜日	13:30～16:30	市民相談室	
予税務相談 所得税、相続税、贈与税等	第2・第4水曜日	13:30～16:25		
予家事相談 夫婦間、親子間、離婚問題等	第1～第4木曜日 第1・第3火曜日	9:20～正午		
	第2・第4火曜日	13:30～16:10		
予不動産相談 不動産の売買、賃貸借契約等	第2・第4水曜日	13:30～16:30		
予交通事故相談	第1水曜日	13:30～16:00		
予行政手続相談 在留資格・帰化、相続・遺言	第2火曜日	9:20～正午		
直犯罪被害者等支援相談	月曜～金曜日	8:30～17:00 (正午～13:00を除く)		
直公益通報者保護相談 (外部通報窓口)				
予人権悩みごと相談 不当な扱い、いやがらせ等	第1水曜日	9:30～11:45		市民相談室
予行政相談 国等への苦情、要望等	第3水曜日			
直消費生活相談 契約トラブル、商品知識、架空請求、多重債務	月曜～金曜日 (第3木曜日は電話相談のみ)	9:00～16:00 (正午～13:00を除く)		女性総合センター・アイム5階
			予カウンセリング相談	

相談項目	相談日	時間	場所	連絡先	
総合福祉センターでの各種相談	予成年後見相談	第2土曜日	総合福祉センター	地域あんしんセンターたちかわ ☎(529)8319	
	予法律相談	第3土曜日		社会福祉協議会 ☎(529)8300	
	予相続相談	第2・第4火曜日		社会福祉協議会 ☎(529)8426	
	予生活設計相談	第3火曜日		くらししごとサポートセンター ☎(503)4308	
	直アルコール相談	第2・第4水曜日		立川麦の会 ☎(563)4569	
	直ふれあい相談	木曜日		生活福祉課 生活福祉課・内線1578	
	直くらしや仕事の相談	月曜～金曜日		子育て推進課 給付係・内線1345	
	予精神障害者の家族相談	第2月曜日(祝日の場合は第3月曜日)		子ども未来センター	子ども家庭支援センター ☎(529)8566
	予直女性相談	月曜～金曜日		9:00～17:00	子ども家庭相談係 ☎(528)6871
	予直母子相談 ひとり親家庭の相談	月曜～金曜日		9:00～17:00	発達支援係 ☎(529)8586
子ども未来センターでの各種相談	予直子ども総合相談受付 どこに相談したらいいかわからない子どもに関する相談	月曜～土曜日	子ども未来センター	教育支援課相談係 ☎(527)6171	
	予直子育て家庭の相談 子育て家庭への支援の相談	月曜～金曜日		子育てひろば (児童館ほか) 子育てひろば担当 ☎(528)4335	
	予直発達相談 子どもの発達が気になるとき	月曜～金曜日		女性総合センター・アイム5階	
	予直教育・就学相談 学校や家庭での悩み・就学相談	月曜～土曜日 (就学相談は第2土曜日のみ)		たちかわ多文化共生センター ☎(527)0310	
	子育てひろば	直乳幼児期の相談		月曜～金曜日	10:00～正午 (一部午後あり)
直在日常生活等外国人相談	中国語	第1・第4土曜日	女性総合センター・アイム5階	たちかわ多文化共生センター ☎(527)0310	
	英語・ポルトガル語	第2土曜日			
	英語	第3・第5土曜日			
	第1土曜日は行政書士と生活相談員、第2・第3土曜日は行政書士、第4・第5土曜日は生活相談員が対応				